

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を次のように定める。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）第17条の2第2項の期間を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	藤沢市市税条例第17条の2第2項の期間
特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会	藤沢市藤沢110番地の4 藤沢サービスセンター2階	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで

提案理由

この条例を提出したのは、個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める必要による。